

第5節 たすけあい支えあうまちづくり

5-1 医療体制の充実

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	いつでも安心して適切な医療が受けられる

2. 現状と課題

[現状]

- [※]一次保健医療圏としての病院数や診療科目数についてはほぼ整っていますが、心臓血管外科、小児外科、形成外科、美容外科の4診療科目が設置されていません。
- 救急搬送された人のうち市外に搬送された人数は毎年増加する傾向にあります。特に心臓病や脳血管疾患等の重症患者が多い状況です。夜間救急体制については、[※]準夜帯の救急診療は始良郡医師会の協力のもと、365日実施されています。
- 霧島市立医師会医療センターは、地域の中核病院としての役割を担っています。
- かかりつけ医の必要性等について、市民への周知が十分になされていません。
- 国民健康保険被保険者、老人医療受給者の一人当たりの診療費は年々増加する傾向にあります。

[課題]

- 救急搬送された人のうち市外に搬送された人数が増加しており、平日のみならず休日・夜間の救急体制の積極的整備が必要です。
- 霧島市立医師会医療センターについては、始良郡医師会と連携し、小児科医等の確保や機能の充実、今後の方針についての検討が必要です。
- 日頃から疾病予防に努めてもらうため、かかりつけ医を持つことについての普及啓発が必要です。
市民への安定的な医療給付のために、増加する医療費の抑制に努め、保険制度の適切な運営を行う必要があります。

※一次保健医療圏

健康管理や疾病予防、一般的な疾病の治療など地域住民の日常生活に密着した保健医療サービスを提供する地域の単位であり、基本的には市町村の区域がその圏域となります。

※準夜帯

- ・平日 20:00～23:00
- ・土日祝祭日 19:00～22:00

3. 方針

○[※]初期（一次）救急医療体制は整備されており、今後は[※]二次救急医療体制の充実を図りながら、市民への適切な医療受診の方法についての普及啓発に努めます。また、国・県や医師会等の関係機関と十分に連携し、医療圏として救急医療等の体制整備を行います。なお、国民皆保険制度の堅持のため、医療費適正化の推進を図り、国保財政の長期にわたる安定的な運営を目指します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成16年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
救急搬送された人のうち市外に搬送された割合	%	15.8	17.0
医師数（診療所を含む） 人口10万人当たり	人	171.3	171.5
病院の病床数 人口10万人当たり	床	1,914.9	1,910
診療所の病床数 人口10万人当たり	床	410.6	408
病院数 人口10万人当たり	箇所	12.4	12.4
市内に設置されていない診療科目数	科目	4	4

[設定理由]

- 「救急搬送された人のうち市外に搬送された割合」については、市内に設置されていない診療科目があり、医師数、病床数の減少も懸念されることから、積極的な対策を講じなければ今後も20%程度まで増加することが予測されます。そのため、関係機関との連携を図りながら地域内での対応に努め、成り行き予測の20%より3%低い17%を目標値として設定します。
- 「医師数（診療所を含む）」、「病院の病床数」、「診療所の病床数」及び「病院数」

※初期（一次）救急医療

夜間や休日に急病となった比較的軽症な方が診察を受けられるようにするため、開業医が当番日に診療する在宅当番医制や、休日夜間救急診療などにより実施されている医療体制のことです。また、必要に応じて二次、三次の医療機関を紹介します。

※二次救急医療

救急車により直接搬送されてくる患者や、かかりつけの診療所などの初期救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するため、各市や郡単位の地域毎に、休日や夜間に対応できる病院が輪番制により実施されている医療体制のことをいいます。

については、県が策定する「地域保健医療計画」に基づき地域の実情に応じた対策が講じられることとされており、市独自での対応は困難なため、概ね現状維持の目標設定とします。

- 「市内に設置されていない診療科目数」については、救急対応可能な診療科目が一つでも開設できるよう関係機関等と調整し、対応する必要がありますが、医療体制の充実、県の「地域保健医療計画」に基づき医療圏ごとに行われるため市独自での対応は難しく、時間がかかることが予想されることから、現状維持の目標設定とします。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基本事業
医療体制の充実	(1) 医療体制の整備
	(2) かかりつけ医を持つなどの市民意識の向上
	(3) 保険制度の適切な運営

6. 基本事業の内容

(1) 医療体制の整備

○新しく国が策定した「医療計画」では、地域の中で保健医療福祉サービスが完結できるように、救急医療対策、災害医療対策、へき地医療対策、周産期医療対策、小児医療対策を重点的に取り組む姿勢が述べられています。本市では、初期（一次）、二次救急医療及び歯科救急医療の体制整備に努めます。また、将来的には[※]三次救急医療の体制整備についても検討を行います。

○夜間救急診療については、始良郡医師会の協力のもと継続して行うとともに、[※]深夜帯体制整備についての検討を行います。

○市内で完結できる医療体制を目指し、医師会等の関係機関と継続的な協議の場を設けます。

○霧島市立医師会医療センターの機能のより一層の充実を図ります。

(2) かかりつけ医を持つなどの市民意識の向上

○市民一人ひとりが安心して健康的な生活を営むために、日頃から健康管理や疾

※三次救急医療

心筋梗塞や脳血管疾患、頭部損傷などの重とくな救急患者の救命救急を行うことを目的に設置された、24時間対応の救命救急センターにより実施されている医療体制のことをいいます。

※深夜帯

- ・平 日 23：00～翌朝
- ・土日祝祭日 22：00～翌朝

病予防、治療などについて安心して相談できるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことの重要性について、市民への普及啓発に努めます。

(3) 保険制度の適切な運営

- 国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、増大する医療費を抑制し、医療費の適正化を図ります。
- 生活習慣病に対する正しい知識の習得や、食事、運動等日常生活の改善についての指導を行います。
- 平成20年度の[※]老人医療保険制度の改定に関する内容の周知を行います。

※老人医療保険制度

現行の老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されることになり、この法律において、平成20年4月から75歳以上の後期高齢者等を対象とした新たな「後期高齢者医療制度」が創設されます。その運営は県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が行います。

今までの老人保健制度との大きな違いは、被保険者一人ひとりが保険料を負担することになり、これまで保険料の負担のなかった社会保険などの被扶養者の高齢者も保険料を収めることになります。医療機関での受けられる給付や自己負担額については、今までと変わりません。

5-2 健康づくりの推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	健康を保つ・健康管理ができる

2. 現状と課題

[現状]

- 市民意識調査（平成18年度）によると「日頃から健康のために心掛けていることがある」と答えた市民の割合は、91.6%となっており、市民の健康管理に対する意識は高いものとなっています。高齢者層の意識が高い一方で、若年層の意識は低い傾向にあります。
- 「週に1回程度以上運動を行っている」市民の割合は31.8%であり、健康づくり関連のスポーツ施設も積極的に活用しています。
- 40歳から65歳未満の年代においては自殺が深刻化しています。
- 悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患が死亡理由の上位を占めているため、これら疾病の原因となる生活習慣病を早期に発見するために各種健康診査を実施しています。
- 地域での健康づくり活動やボランティア、NPO団体等の活動が年々活発化してきています。
- 学校では[※]食育の推進や、小児生活習慣病等の予防についての健康教育等が積極的に行われています。

[課題]

- 生活習慣病予防や健康づくりについて、若年層からの対策の必要性を理解してもらうことが必要です。
- 心の健康づくり施策（自殺予防対策等）については特に早急に検討する必要があります。
- 医療費の抑制につながるような健康づくりを推進するために、健康診査受診率を高め、生活習慣改善のための運動指導や温泉活用法など、健康づくりの方法について調査・検討を行う必要があります。
- 健康増進を支援する環境づくりにおいて市民参画を図るため、健康ボランティア

※食育

食育基本法で次のように定義されています。

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。

様々な経験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

- の養成・育成を積極的に行う必要があります。
- 事業所等が行っている健康づくり活動については「健康きりしま21計画」等の策定作業において現状把握を行い、連携した活動を展開していく必要があります。
 - 家庭、地域、事業所、学校等のあらゆる場での食育の推進について、関係機関やNPO団体等と連携していく必要があります。

3. 方針

- 市民一人ひとりが健康で暮らせる状態を保つために、疾病の早期発見や予防に取り組むとともに、生活習慣を改善して健康を増進するという意識の向上に努めます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
心身ともに健康であると感じている市民の割合	%	68.3	69.5
日頃から何も健康管理を行っていない市民の割合	%	8.4	5.7

[設定理由]

- 「心身ともに健康であると感じている市民の割合」については、心の健康づくり施策などの推進により、県が実施した県民意識調査（平成13年度）結果の県内全市町村平均である69.5%を目指します。
- 「日頃から何も健康管理を行っていない市民の割合」については、県民意識調査（平成18年度）によると8.4%となっていますが、健康増進に関する正しい知識の普及や積極的な情報提供により、市民全体の割合を健康管理への関心が最も高かった50代の市民の水準である5.7%に近づけることを目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
健康づくりの推進	(1) 市民の健康意識の向上
	(2) 健康管理の実践支援
	(3) 健康づくり活動がしやすい社会環境づくり
	(4) 食育の推進

6. 基本事業の内容

(1) 市民の健康意識の向上

○本市の健康づくり推進の方針を定める「健康きりしま21計画」を策定するとともに、健康増進に関する正しい知識の普及や情報の提供を行い、市民の健康に対する意識の向上に努めます。

(2) 健康管理の実践支援

○疾病の早期発見を目的とした各種健康診査や[※]メタボリック症候群の予防等、各年代層に応じた保健事業を実施します。また、心身ともに健康で生きがいがある元気な高齢者をつくる介護予防事業や心の健康づくりのための相談体制等の拡充に取り組みます。

(3) 健康づくり活動がしやすい社会環境づくり

○健康づくり活動を行うボランティアやNPO、各種団体等の養成・育成を強化するとともに、互いに連携を図りながら市民参画による健康づくりを推進します。

(4) 食育の推進

○家庭、地域、事業所、学校等のあらゆる場で、食生活改善推進員等の活動を通じ、各年代層に応じた食育を推進します。また、地域の食材や伝統食を広く市民に周知するため、学校や生産者、NPO団体等とより一層の連携を図ります。



健康福祉祭り

※メタボリック症候群

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態をいいます。

5-3 地域福祉の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	たすけあい、自立して地域で暮らす

2. 現状と課題

[現状]

- 高齢化社会の到来や経済構造の変化などにより、生活困窮者の数が増加するとともに、一人ひとりの抱える問題が多様化しています。このため、行政への相談や公的扶助の申請が増加する傾向にあります。
- 市域面積の約3分の1の国分、隼人地区に高齢者の約3分の2が居住しており、都市化の進んでいる国分・隼人地区とその他の地区とでは介護保険サービス提供事業者の数や種類が異なります。このため、その他の地区では一部提供されていないサービスもあります。
- 「高齢者保健福祉計画」での市民意識調査（平成16年度）によると、概ね7割弱が「生活上の困りごとはない」と答えています。一方、「今やりたいことがない」と答えた人は12.9%ですが、「今後やりたいことが特にない」と答えた人は25.2%で、倍増する結果となっています。

[課題]

- 多様化する生活困窮者の支援については、民生委員、公共職業安定所、保健所、警察、学校等と十分な連携を図る必要があります。
- 高齢者、障がい者の生きがいづくりや地域における見守り活動を推進するために、団体等連合会（老人クラブ、障がい者関係）の一本化及び組織の活性化を図る必要があります。
- 市内全域で必要なサービスが提供されるように事業所等の立地誘導や地域ボランティア、NPO等の育成が必要です。
- 活動的な85歳を目標に、今後の生きがいややりたいことを見出してもらう必要があります。
- 市民全体を対象に^{*}ノーマライゼーションの思想を啓発するとともに、NPOやボランティア活動を支援し、住み慣れた地域で住み続けることができる地域社会づくりを進める必要があります。

※ノーマライゼーション

障がい者や高齢者を隔離せず、全ての人が地域とともに生活できるようにするのが当然だとする考え方をいいます。

3. 方針

- 生活に困窮する市民に健康で文化的な生活を保障するとともに、日常生活の向上、社会的、経済的自立に向けた支援を行います。
- 「霧島市すこやか支えあいプラン」を基本理念とし、市民誰もがその生活・人生を尊重され、安心をサポートする適切なサービスや支援の下、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができる社会を目指します。
- 高齢者等を見守るなどあたたかい配慮により心豊かな地域社会をつくり、人々が住み慣れた地域でともにたすけあい、支えあう、うるおいと活力のある社会を目指します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
住み慣れた地域で必要な経済的支援を受けて生活をしている人の割合（人口千人当たりの生活保護受給者数）	人/千人	9.9	14.6
住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（要介護者）	%	56.1	67.0
住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（障がい者）	%	97.3	97.6
住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（高齢者）	%	86.7	90.0

[設定理由]

- 「住み慣れた地域で必要な経済的支援を受けて生活をしている人の割合（人口千人当たりの生活保護受給者数）」については、高齢化社会の到来や経済構造の変化などにより、平成24年度には14.7人/千人程度まで増加することが予測されます。このため、公平・適正な経済的支援の実施に努めるとともに、一人でも多くの方が自立できるよう、支援プログラムを設けることで、成り行き予測の14.7人/千人より0.1人/千人低い14.6人/千人を目標値として設定します。
- 「住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（要介護者）」については、介護が必要な状態になっても、介護保険施設等に入所することなく、在宅サービス等を利用しながら、引き続き住み慣れた地域で自立して暮らす高齢者の増加を図ることにより10.9%の成果向上を目指します。
- 「住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（障がい者）」については、入所している福祉施設等から地域での生活への移行を支援することにより、0.3%の成果向上を目指します。
- 「住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（高齢者）」については、市民意識調査（平成18年度）によると86.7%の高齢者が「何らかの生きがいを持っている」と答えており、引き続き生きがいづくりや自立生活の支援等を行うこと

により3.3%の成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
地域福祉の推進	(1) 生活困窮者への支援の推進
	(2) 地域住民による支えあいの推進
	(3) 地域の身近な拠点づくりの推進
	(4) 高齢者の自立支援サービスの推進
	(5) 障がい者の地域生活移行や就労支援等のサービスの推進

6. 基本事業の内容

(1) 生活困窮者への支援の推進

○生活困窮者からの相談に対し必要な助言・指導を行うほか、必要に応じて生活保護を実施します。

(2) 地域住民による支えあいの推進

○市民相互の支えあい、たすけあいを推進するために、啓発・交流事業を実施するとともに、福祉活動者、活動団体への支援を行います。

(3) 地域の身近な拠点づくりの推進

○住み慣れた地域で介護サービスを受けながら生活を続けることを支援するため、高齢者の身近な日常生活圏域において、相談や情報提供が受けられる体制を整えるとともに、介護サービス提供の基盤整備を図ります。

(4) 高齢者の自立支援サービスの推進

○高齢者が安心して暮らし続けることができる地域社会づくりを目指し、生きがいづくりや高齢者の自立生活を支えるための介護・福祉サービスなどきめ細かなサービスの充実を図ります。

(5) 障がい者の地域生活移行や就労支援等のサービスの推進

○障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等による^{*}インフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

※インフォーマルサービス

近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動のことをいいます。

5-4 子育て環境の充実

1. 施策の目的

対 象	意 図
子育て家庭、市民	安心して子どもを産み育てができる

2. 現状と課題

[現状]

- 本市における出生者数は鹿児島市に次いで県内で2番目に多く、出生率（人口千人当たりの出生者数）は鹿屋市に次いで2番目と、いずれも高い数値を示しています。
- 乳幼児医療費助成事業の拡充（現在3歳未満児まで無料）や児童手当等の充実を図っているほか、地域子育て支援センター、[※]ファミリーサポートセンターを設置し、子育て支援体制を整えています。
- 放課後児童クラブ運営団体への支援として施設整備を年次的に行っているほか、市単独の運営補助を行っています。

[課題]

- 未婚化、晩婚化、晩産化による出生率の低下を防ぐために、妊産婦のあらゆる相談に応じ、情報提供を行うとともに、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るために、不妊治療費助成事業等に積極的に取り組む必要があります。
- 「子育てに不安を持っている」と答えた人の割合は市民意識調査（平成18年度）によると74.5%と高いため、育児不安で悩んでいる保護者への相談体制を整備する必要があります。
- 各種相談への対応には専門的な知識が必要とされるため、対応する子育てサークル・サロン等のスタッフへの育成支援が必要です。
- 乳幼児医療費支給等については、受給対象者の経済所得状況に応じた支援を行う必要があります。
- 虐待予防並びに被害者の救済については、市内に児童保護施設や母子生活支援施設がないため近隣市町の施設に受け入れを依頼しています。今後も県や関係自治体と連携し一時保護施設の確保が必要です。

※ファミリーサポートセンター

育児の援助・支援を受けたい人と援助等のサービスを提供できる人が会員登録を行い、その会員間の連絡調整を行う機関をいいます。

3. 方針

○安心して子どもを生み、育てることができる環境を整えます。若い世代に「霧島市に住みたい、霧島市で子育てをしたい」と感じてもらえるように子育て支援事業を充実させ、近隣市町より抜きん出た支援策を展開していきます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
子育てに不安を持っている世帯の割合	%	74.5	50.0
子育てしやすい環境が整っていると考えている子育て家庭の割合	%	49.7	60.0
出生率 人口千人当たり	人/千人	10.3	10.3

[設定理由]

- 「子育てに不安を持っている世帯の割合」については、合併前の旧1市6町合同で実施した市民意識調査（平成16年度）における各市町の平均が50%であったため、これに準じた目標を設定します。
- 「子育てしやすい環境が整っていると考えている子育て家庭の割合」については、市民意識調査（平成18年度）によると10.6%が「わからない」と答えたことから、積極的な情報提供や子育て支援策のさらなる充実により、10.3%の成果向上を目指します。
- 「出生率」については、深刻な少子化状況を改善しない限り今後も徐々に減少していくものと予想されますが、このことを全庁的な重点課題と捉え、関係部署と連携を図り、子育てをしやすい環境づくりのための様々な関連施策にこれまで以上に取り組むことにより、現状水準の維持に努めます。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
子育て環境の充実	(1) 地域における子育て支援
	(2) 母子保健の充実
	(3) 子育てと仕事が両立できる環境づくり
	(4) 子どもの健やかな成長のための負担軽減
	(5) 要保護児童等への対応

6. 基本事業の内容

(1) 地域における子育て支援

- 地域子育て支援センターやファミリーサポートセンター等を活用し、親子教室や子育て相談を実施するほか、育児サロンを設けるなど全面的な育児サポートを行います。
- 地域住民や団体に対しては、育児リーダー養成研修を行うほか、子育てに関する情報を提供することで、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。

(2) 母子保健の充実

- 妊産婦や乳幼児に対する健康診査を行い、必要な医療費を助成するなど保護者並びに乳幼児等の健康管理を支援し、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを推進します。

(3) 子育てと仕事が両立できる環境づくり

- 子育て中の方が安心して働けるよう、ニーズに応じた各種保育サービスの提供に努めるとともに、認可外保育所、放課後児童クラブなどを活用した支援の拡充を図ります。

(4) 子どもの健やかな成長のための負担軽減

- 児童手当、児童扶養手当などの支給を行い、子育て世帯が抱える経済的負担の軽減を図ります。

(5) 要保護児童等への対応

- 要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携した児童虐待等に関するネットワークづくりを進めます。また、気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに、児童虐待等への迅速な対応に努めます。



第6節 共生・協働のまちづくり

6-1 市民参加によるまちづくりの推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民、行政	*まちづくり活動に参加する

2. 現状と課題

[現状]

- 「市民参加によるまちづくり」とはどういったことが市民に十分理解されていません。また、*市民団体においても「共生・協働」という言葉は知っていても、意味まで理解している団体は多くありません。
- 地区自治公民館、自治会以外の市民団体の活動が市民に十分理解されていません。
- まちづくり活動における地区自治公民館、自治会の担う役割は大きいと言えます。しかし、地域によっては、高齢化や市民の自治会加入に対する意識の変化などにより、自治会加入率は減少傾向にあります。また、合併前の旧市町の自治組織の形態が異なっていたことから、その活動には差異が見られます。
- 主たる事務所が本市にある*NP法人数は、5年前の1団体から14団体（平成19年9月現在）に増えました。今後もボランティア団体やNP法人等の組織が増加する傾向にあります。
- 地区自治公民館、自治会以外の市民団体が公益性の高い活動を行う際の支援制度が整備されていません。
- 市民団体相互の連携・協力は、十分には進んでいません。

[課題]

- 市民団体が行う活動を広報誌や市民団体の機関紙などで紹介しながら、共生・協働のまちづくりのあり方について理解を深めていく必要があります。
- 地域の課題解決に積極的に取り組む担い手の確保・育成を支援する必要があります。

※まちづくり活動

市民と行政、あるいは市民どうしが、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、互いに協力しながら、個性豊かで活力ある地域社会をつくっていくための諸活動をいいます。

※市民団体

地区自治公民館や自治会などの地域団体、ボランティア団体やNP法人などの市民活動団体、事業者など、市のまちづくりにかかわりのある全ての団体を指します。

※NP法人

特定非営利活動法人のことで、市民活動団体に含まれますが、法人格を持ち、法人として様々な活動を通じて社会的な使命の実現を目指す団体です。

- 地区自治公民館、自治会の加入促進、計画的な活動を支援する必要があります。
- 地区自治公民館、自治会以外の市民団体に対する新たな支援制度を早期に確立する必要があります。
- 共生・協働のまちづくりを進めるには、市民・市民団体・行政間の連携の強化を図る必要があります。

3. 方針

- 市民と行政、あるいは市民同士が相互に信頼関係を築き、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚するとともに、対等な立場で協力し、支えあう活力ある市民参加によるまちづくりを目指します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
まちづくり活動に参加している市民の割合	%	46.8	65.0

[設定理由]

- 「まちづくり活動に参加している市民の割合」については、公益的市民活動への理解や関心を深め、参加するきっかけとなるような機会づくりや啓発活動を行うことにより市民の参加意欲を高め、18.2%の成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
市民参加によるまちづくりの推進	(1) まちづくりに関する意識の醸成
	(2) まちづくりに参加しやすい環境づくり

6. 基本事業の内容

(1) まちづくりに関する意識の醸成

- まちづくりの主役は市民であるという意識を育て、さらに、市民が公益的な市民活動に関心を持ち、その活動に参加するきっかけとなるための啓発活動や機会づくりを進めます。
- 共生・協働のまちづくりのあり方について、行政、市民相互の理解を深めていきます。
- 市民参加による協働のルールとして「市民活動促進条例（仮称）」を制定します。

(2) まちづくりに参加しやすい環境づくり

- 地区自治公民館、自治会に対しては、地域まちづくり支援事業及び地域振興補助制度を推進します。
- 市民団体に対しては、その団体が行う公益的な活動に対する支援制度を整備します。
- 市民団体との連携・協働体制の強化を図るとともに、情報交換の場や活動発表の場の確保に努めます。



自治会による清掃作業

6-2 地域間・都市間交流の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民、行政	相互協力関係を築く

2. 現状と課題

[現状]

- 合併前の旧市町で行ってきた海外の姉妹都市との交流は継続して行っていますが、全ての都市との盟約締結までには至っていません。一方、国内における交流では、2自治体と姉妹都市盟約を結んでいます。また、現在の交流先のほかに、海外及び国内の都市から新たに姉妹都市・交流の申し出が寄せられています。
- 交流活動については、経費的な問題により参加人数を限定しているため、希望者全員が参加できていない状況もあります。
- 交流の支援体制や拠点が整備されていないなどの要因により、在住外国人との交流の機会は少ない状況です。
- 移住定住希望者と市民との交流の場についても検討中です。

[課題]

- 地域間・都市間交流活動の周知のための情報発信を行う必要があります。
- 合併前の旧市町において交流を行っていた姉妹都市との関係の強化を図る必要があります。
- 芸術文化、スポーツ面の人材・団体等の受入れを推進し、地域での交流活動の活性化を図る必要があります。
- 交流のための民間組織・人材の育成、充実を図り、民間交流を促進する必要があります。

3. 方 針

- 地域間・都市間交流活動の情報発信に努めるとともに、交流活動への市民の積極的な参加を促進し、姉妹都市等と交流の充実を図ります。
- 交流のための民間組織・人材の育成、充実に努め、民間主導の交流の充実を図ります。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
交流先との相互協力関係が築かれていると感じている市民の割合	%	51.5	60.0
交流活動に参加している市民の割合	%	8.2	12.0
相互協力関係を築いている地域数、都市数	地域・都市	15	18

[設定理由]

- 「交流先との相互協力関係が築かれていると感じている市民の割合」については、交流活動そのものの充実及び情報発信に努めることにより交流活動の認知度を高め、8.5%の成果向上を目指します。
- 「交流活動に参加している市民の割合」については、農業体験などを通じた地域間交流を積極的に推進するとともに、PRの強化などにより現状の約1.5倍の水準である12%を目標値として設定します。
- 「相互協力関係を築いている地域数、都市数」については、既存の交流先に加え、現時点で交流関係を結びたいという意思表示のある海外2都市、国内1都市と新たに相互協力関係を築くことを見込み、3都市の増加を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
地域間・都市間交流の推進	(1) 地域間・都市間交流に関する情報発信
	(2) 地域間・都市間交流活動の推進
	(3) 交流のための民間組織・人材の育成、充実

6. 基本事業の内容

- (1) 地域間・都市間交流に関する情報発信
 - 市、団体、企業が行う地域間・都市間交流の交流先の情報並びに交流活動の情報発信を行うことにより市民への周知を図り、関心を高めます。
- (2) 地域間・都市間交流活動の推進
 - 地域間・都市間交流活動の積極的な推進により相互協力関係を築き、地域の活性化を図ります。

(3) 交流のための民間組織・人材の育成、充実

- 民間組織の育成と交流活動の充実を促進し、併せて人材の育成を図ることにより、民間主導の活動展開が可能となるように努めます。



霧島市青少年友好訪中団（ようしゅう耀州区訪問記念植樹）

6-3 人権の尊重

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	人権が尊重されている

2. 現状と課題

[現状]

- 本市においても、家族間の暴行・虐待、強制・強要による金銭借入れの申し出などの人権侵犯事件が実際に起こっています。
- 旧隼人町では「人権尊重の町宣言」を行い、住民への人権の啓発に力を注いできたことなどから、人権意識の高い市民が多く、相談などの件数が多い傾向にあります。
- 市民意識調査（平成18年度）によると、60歳未満の市民の人権侵害を受けた割合が高い状況となっています。

[課題]

- 市全域でのあらゆる差別をなくするために、人権意識の高揚を図る必要があります。
- 相談しやすい環境づくりが必要です。
- 企業における人権擁護の取り組みを促進する必要があります。
- 国・県等との連携により虐待被害者の救済手段を確保する必要があります。

3. 方 針

- 学校、家庭、職場等のあらゆる場と機会を通じ、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じた効果的な方法で、国・県・市が一体となって市民や事業者に働きかけることとします。このことにより、市民一人ひとりが個人の違いを認めあい、人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面での実践に結びつけることができるように、人権教育・啓発を推進します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
人権侵害を受けた市民の割合	%	14.4	11.5

[設定理由]

- 「人権侵害を受けた市民の割合」については、市民意識調査（平成18年度）によると、60代以上の年代では低い傾向にありますが、人権教育・啓発の推進により全体で2.9%の減少を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
人権の尊重	(1) 人権尊重社会の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発
	(2) 人権侵害被害者の救済

6. 基本事業の内容

(1) 人権尊重社会の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発

- 人権教育・啓発施策推進の指針となる「霧島市人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権に関する基本的な知識の習得、生命の尊さ、大切さなどが実感できるような啓発、各人の異なる個性を発揮できるような啓発等を推進します。また、人権が尊重される明るい企業づくりを目指し、就職の機会均等などを確保するため、人権意識のさらなる向上を図ります。

(2) 人権侵害被害者の救済

- 人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう相談機関やその活動内容等に関する情報提供を行い、周知を図ります。
- 複雑多様な人権問題に迅速かつ的確に対応できるよう国・県の関係機関や人権擁護委員等と連携・協働して取り組みます。



鹿児島地方法務局及び鹿児島県人権擁護委員連合会では、太陽に向かってすくすくと伸びて大輪の花を咲かせる「ひまわり」を人権の花としています。

6-4 男女共同参画の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	男女が自らの意思によって社会に共同参画をしている

2. 現状と課題

[現状]

- 市民意識調査（平成18年度）によると、身体的暴力を受けた[※]DV被害者の52.5%は、どこにも誰にも相談していない状況です。
- 市民意識調査（平成18年度）によると、「男尊女卑の気風が残っている」と感じている市民の割合は、地区によって22.6%から35.3%の範囲で若干のばらつきがみられ、合併前に男女共同参画計画を策定し、施策に取り組んできた地区とそうでない地区で市民の意識に差があります。
- 男女の役割に関する固定観念は年代によって差が見られ、若い世代の方が平等意識は高い傾向が見られます。一方、男女共同参画セミナーへの参加者は、女性が圧倒的に多く、男女間の意識の差も見られます。
- 市では「霧島市附属機関等の設置等に関する方針」において、委員選出における男女の均衡の取れた選任、[※]クォータ制の明記について定めており、審議会等における女性委員の割合は20.9%(平成18年度末) となっています。
- 30名以上の従業員を有する市内企業に対する調査（平成18年度）によると、女性管理職の割合は1.9%となっています。

[課題]

- 女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた体制整備を図り、誰もが安心して暮らせるようにする必要があります。
- [※]真の男女平等の実現に向けた教育・学習を推進する必要があります。
- 男女共同参画社会の形成に向けた意識を醸成し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する必要があります。

※DV

「domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略称。配偶者や恋人、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など親密な関係にある、またはあった者から受ける暴力のことです。

※クォータ制

不平等是正のための方策の一つで「割り当て制度」などといいます。例えば、選挙の立候補者や審議会の人数などで、一方の性に偏ることがないように男女の比率を定める方法です。

※真の男女平等

男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けず、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、その他の男女の人権が尊重されていることです。

- 就労の場における男女間の待遇等の格差解消を図る必要があります。
- 男女を問わず、育児や介護、その他の家庭活動を担い、仕事との両立ができるよう支援を行う必要があります。
- 条例の制定など男女共同参画を推進する体制・仕組みの充実強化を図る必要があります。

3. 方針

- 男女共同参画社会の形成に向けて、「霧島市男女共同参画計画」を推進することで成果の向上を目指します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
DVまたはセクシャル・ハラスメントを受けた市民の割合	%	65.2	60.0
社会全体（霧島市）において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	%	15.2	25.0
方針決定過程に参画している女性の割合	%	25.6	38.0
市内の事業所における女性管理職の割合	%	1.9	4.0

[設定理由]

- 「DV、またはセクシャル・ハラスメントを受けた市民の割合」については、被害者救済のための相談体制の整備を図るとともに、予防と根絶に向けた啓発活動の実施により5.2%の減少を目指します。
- 「社会全体（霧島市）において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合」については、男女平等の実現に向けた教育、学習の推進及び広報・啓発活動の実施により9.8%の成果向上を目指します。
- 「方針決定過程に参画している女性の割合」については、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、共に責任を担い、男女平等を実質的に実現するため、12.4%の成果向上を目指します。
- 「市内の事業所における女性管理職の割合」については、県内平均の10.3%（平成16年度）と比較するとかなり低い現状にあり、経営者向けセミナー等で事業所に強く働きかけることなどにより2.1%の成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
男女共同参画の推進	(1) 女性の人権の確立を目指す環境整備
	(2) 真の男女平等の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発
	(3) あらゆる分野への男女共同参画の促進

6. 基本事業の内容

(1) 女性の人権の確立を目指す環境整備

- DVやセクシャル・ハラスメント等の問題解決のために相談体制の整備等を図り、あらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた取り組みを推進します。
- 性差別につながる性・暴力表現を扱ったメディアから青少年やそれに接することを望まない者を守る取り組みを推進します。
- 女性の生涯を通じた健康を支援し、健康に関する相談や情報提供を推進します。

(2) 真の男女平等の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発

- 男女平等に向けた教育・学習及び男女共同参画に関する広報・啓発を推進し、市民、事業所、行政における意識の醸成を図ります。
- 男女共同参画の視点に立って市の施策を見直し、また慣行等の見直しが促進されるよう働きかけます。

(3) あらゆる分野への男女共同参画の促進

- 女性の^{*}エンパワーメント支援を通じた計画的な人材育成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、地域や暮らしの実感を政策に反映させていきます。
- 男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備や^{*}ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実施を促進するために、事業主等への理解を求める情報の提供を行います。
- 仕事と家庭の両立を支援するための各種制度の普及・定着に努めるとともに、家庭や職場・地域などにおける男女共同参画の気運等の醸成を図ります。

※エンパワーメント

政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは、自分たちで決め、行動できるような能力を身につけることです。または、その能力を引き出すことです。

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれかが一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

第7節 新たな行政経営によるまちづくり

7-1 健全な財政運営の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市の財政	健全な状態になる

2. 現状と課題

[現状]

- 本市は市民生活の利便性の向上や企業誘致の推進を図るために、生活基盤や企業誘致の環境整備を積極的に行ってきました。その結果、^{*}普通建設事業費が他の費目と比較して突出して大きくなったため、起債残高が高い水準にあります。
- 歳入に関しては、自主財源が^{*}類似団体と比べてやや低い水準にあります。これは、市税等の占める割合が低く、地方交付税等の依存財源に頼っている現状があります。
- 受益者（市民）負担の水準に関しては、負担金額の統一がなされないまま合併期日を迎えたこともあり、地域間の差異があります。保育料、水道料などは経過措置期間中であり、公共施設の使用料に関しては是正のための調整を行っている段階です。
- 市及び土地開発公社が管理している公有財産の数については、合併前とほぼ変わらない状況です。また、市の施設のいくつかについては、老朽化が進んでいるものもあります。

[課題]

- 起債残高の縮減を図るため、借入金を少なくし、また、今までの借入金を繰り上げ償還する必要があります。
- 自主財源を確保するため、市税等の徴収体制の強化、遊休資産の売却や受益者負担の適正化などに努めるとともに、経常的な経費の縮減に努める必要があります。
- 近年のライフスタイル等の変化に合わせ、市税等を納付しやすい環境を整える必要があります。

※普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、庁舎など公共用または公用施設の新増設などの建設事業に要する経費です。

※類似団体

地方公共団体の財政状況等を他の団体と客観的に比較するために、全国の自治体を「人口規模」と「産業構造」から類型化したものです。同じ区分に入る団体は、人口規模や産業構造が同じような条件や状況にあるということになります。

- 普通建設事業費以外の地域活性化事業等のソフト事業に充てる基金の新設を検討する必要があります。
- 公有財産の有効活用のために、施設等の整理を含め、少ない手間や経費で適切かつ効果的な管理を行っていく必要があります。

3. 方針

○厳しい財政状況を踏まえ、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行財政改革を推進していきます。そのために市が担うべき役割を明確にし、「選択と集中」の考えのもと徹底した見直しによる歳出の抑制を行うとともに、自主財源の積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な健全財政への転換を図る必要があります。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
一般財源の歳入額と歳出額の差 霧島市経営健全化計画の目標	億円	65	2
起債残高 霧島市経営健全化計画の目標	億円	801	717
基金残高 財政調整基金、減債基金、特定建設事業 (3基金の残高合計)	億円	73	14
経常収支比率	%	89.6	86.0

[設定理由]

- 「一般財源の歳入額と歳出額の差」については、歳入と歳出のバランスを均等にし、一般財源の歳入・歳出の収支差額を2億円にすることを目標にします。
- 「起債残高」については、「霧島市経営健全化計画」に基づき717億円を目標にします。
- 「基金残高」については、「霧島市経営健全化計画」に基づき14億円を目標にします。
- 「経常収支比率」については、86%を目標にします。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
健全な財政運営の推進	(1) 歳入の確保
	(2) 新たな自主財源の確保
	(3) 市・土地開発公社有財産の適正管理と有効活用
	(4) 歳入に見合った予算編成
	(5) 財政運営の適正化に向けた制度・仕組みの改革と適正執行

6. 基本事業の内容

(1) 歳入の確保

- 各種行政サービスの提供に対し、受益者が負担すべき水準や基準額を検討し、使用料・手数料（利用料）・分担金を設定するほか、現在減免の対象となっている経費の見直しを行います。
- 市役所以外でも市税等が納入できるような窓口（コンビニエンスストア、市民サービスセンター収納等）の拡充に努めます。
- 納税の義務、受益者が負担するという意識の浸透を図るため、広報による啓発に努め、寄せられる相談に的確に対応します。
- 市税等の滞納額が増加しているため、徴収を強化するとともに、滞納対策等を講じるための専門体制を確立します。

(2) 新たな自主財源の確保

- 新たな自主財源として広報誌やホームページ等への民間広告掲載を推進するほか職員駐車場利用料の徴収、^{*}法定外目的税の導入や^{*}公募債発行についての検討などを行います。

(3) 市・土地開発公社有財産の適正管理と有効活用

- 利活用が可能な市・土地開発公社有財産を把握し、活用方針の検討を行い決定します。
- 公有財産については、事故等の未然防止の対策に努め最小の経費で適切な管理を

※法定外目的税

地方税法に定められた自動車取得税や軽油引取税、都市計画税、事業所税、入湯税といった目的税以外に条例で新設できる税です。

※公募債

特定事業への出資を直接市民に募る目的で発行される地方債です。

行います。

- 「霧島市公金の保管及び運用に関する基準」に基づく[※]ペイオフ対策を継続するとともに、安全かつ効率的な現金・基金運用を行います。

(4) 歳入に見合った予算編成

- 行政評価等に基づく[※]財源配分方式の検討並びに「選択と集中」に基づく予算編成を行います。

(5) 財政運営の適正化に向けた制度・仕組みの改革と適正執行

- [※]財政諸指標、[※]バランスシート、[※]行政コスト計算書、[※]純資産変動計算書等の帳票の作成を可能とする財務会計システム導入の検討を行います。
- 外部監査の導入の検討を行います。

※ペイオフ

金融機関が破綻した際、元本1,000万円とその利息を預金者へ払い戻す保障制度のことです。

※財源配分方式

財政関係担当による従来の査定方式から、施策ごとに財源枠を設けて担当部署が事務事業費ごとの予算額を決めていく方法です。

※財政諸指標

財政状況を表す指標です。

※バランスシート

一定時点における財政状態を明らかにし、行政サービスの提供に伴う費用対効果の関係を明確にするために、全ての資産・負債・資本を記載したものです。

※行政コスト計算書

人件費や各種団体への補助金など、資産形成につながらない行政サービス提供のために使われた費用と収入を対比したものです。どのようなサービスにどれだけのコストがかかっているか、行政コストの内容を示しています。

※純資産変動計算書

バランスシートの純資産の部の一会計期間における変動額の変動事由を報告するために作成するものです。

7-2 信頼される行政経営の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市の組織	スリム化が図られ信頼が高まる

2. 現状と課題

[現状]

- 合併により、国が示している[※]定員モデルと比較すると約8%の超過となっています。市民などの声や今後の行政を取り巻く社会環境変化を見ても、さらなる定員のスリム化が求められています。
- 合併によって大きく組織機構が見直され、霧島市としての行政改革の取り組み方針・事業内容などの実態を市民に充分周知しきれていないという側面があります。また、行政サービスの中には、合併後に変更されたために、分かりにくくなっているものがあります。
- 市が提供する行政サービスについて地域間での違いはなく、市民意識調査の結果でも大きな違いは出ていません。ただし、合併前に実施されていたサービスが継続されたかなどによって、市に対する信頼度には若干の差異が見られます。

[課題]

- 平成18年11月に策定した「霧島市行政改革大綱」に基づいて、行政改革を推進することが必要です。
- 市民への説明責任を果たすことを通じて、透明性のある行政経営を行うことが必要です。
- 行政ニーズに的確かつ柔軟に対応できる職務遂行能力の高い人材を育成することが必要です。
- 本庁と総合支所との役割・業務分担の明確化を図ることが必要です。

3. 方 針

- 「健全な財政運営の推進」施策と行政改革を一体的に進め成果を向上させます。なお、改革を実施する際には、人材育成を同時に進めるなどスリム化等による弊害が生じないように万全を期し、市民への説明責任を果たすことを通じて、透明性を確保します。

※定員モデル

定員管理の適正化を進める際の基準となる定員の算定方法の一つです。各地方公共団体の職員数に関係がある行政需要に関連する指標（人口、世帯、面積など）を基に、その団体の定員管理の基準となる職員数（試算値）を算定するものです。概ね3年ごとに見直し、改定が行われます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
定員適正化計画に基づく職員の減員数	人	25	173
組織の数	部局/総合支 所/課/係等	13/6/121/304	11/5/80/200
行政（市）に対する市民の信頼度	%	41.5	60.0

[設定理由]

- 「定員適正化計画に基づく職員の減員数」については、「霧島市定員適正化計画」で目標として掲げた減員数の140人以上を基に、平成24年4月までに173人以上（平成23年度の定年退職者分を反映）の減員を目指します。
- 「組織の数」については、「霧島市組織機構再編計画」で目標として掲げた、平成23年4月時点の組織数である概ね11部局5総合支所80課200グループ等を目標とします。
- 「行政（市）に対する市民の信頼度」については、市民意識調査（平成18年度）において「現在どちらかといえば信頼できるとは思わない」あるいは「わからない」と答えた市民40.1%の概ね半数の信頼を得られるような行政サービスの遂行に努めることにより18.5%の成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
信頼される行政経営の推進	(1) 市の担うべき役割の重点化
	(2) 効果的で効率的な組織・機構・業務の構築
	(3) 人材育成の推進
	(4) 行政運営の透明性の確保

6. 基本事業の内容

(1) 市の担うべき役割の重点化

- 行政が担うべき業務、市民団体や企業等が担うべき業務など全般にわたる見直しを行い、それぞれの役割分担を明確にした上で、事務事業の再編・整理・廃止・統合や民間委託等を推進します。公営企業等に関しては、抜本的な見直しと経営健全化を図ります。

(2) 効果的で効率的な組織・機構・業務の構築

- 「霧島市組織機構再編計画」に基づき不断に組織機構の見直しを行います。
- 電子自治体の推進及び業務の〇A化を進め、市民の利便性の向上や事務事業の効率化を推進します。

(3) 人材育成の推進

- 「霧島市人材育成計画」に基づき各種研修の充実を図り、職員一人ひとりの政策形成能力、職務遂行能力を高めます。
- 職員が働きやすい環境を整えるための事業を実施し、職員がその能力を発揮できる環境を整備します。

(4) 行政運営の透明性の確保

- 市民への説明責任を果たすため、広報誌やホームページ等を活用して行政情報を分かりやすい形で積極的に提供します。
- 市民の意見・要望を聴いて、市政に反映すべき事項を反映させます。
- 情報公開制度の適正な運用を行うとともに、「霧島市個人情報保護条例」に基づいた個人情報の適正な取扱いに努めます。

7-3 開かれた議会運営の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市議会	市民に関心の持たれる議会になる

2. 現状と課題

[現状]

- 「議会だよりを読んでいる」市民の割合については、市民意識調査（平成18年度）によると、65.1%となっており、「議会活動に関する情報提供が十分になされている」についても、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と答えた市民の割合が50.7%となっており、いずれも過半数を超えています。
- 「議会だよりを読んでいる20代の市民の割合」については、市民意識調査（平成18年度）によると、27.9%となっており、他の世代に比べ低い水準となっています。
- 現在、平日の昼間に議会が開かれているため、働いている人たちは傍聴できない状態です。そのため傍聴者は一部の市民に限られています。

[課題]

- 市民への議会広報活動の充実を図るため、分かりやすい議会だよりの作成、総合支所への映像配信、インターネットなどでの映像配信、会議録検索システムの構築、ケーブルテレビを通じた議会中継の周知等が必要です。
- 議会日程の周知等傍聴しやすい環境づくりが必要です。

3. 方針

- 市民の議会に対する関心は高い水準にありますが、さらなる成果向上を目指すため市民に対する積極的な情報提供に努めます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
議会に関心を持っている（議会だよりを読んだ）市民の割合	%	65.1	80.0
議会の傍聴者数（のべ人数）	人	461	500

〔設定理由〕

- 「議会に関心を持っている（議会だよりを読んだ）市民の割合」については、合併後間もないために市民の議会に対する関心は高い状態ではありますが、議会に対する市民の関心をさらに高めるために、市民意識調査（平成18年度）による「広報誌を読んでいる市民の割合」である80%超に近い数値を目標とします。
- 「議会の傍聴者数（のべ人数）」については、現状の水準（461名）は同規模人口の他市と比べると高い水準にあり、その水準を維持することを基本としつつ、さらなる人数の増加に努め目標値を500人に設定します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
開かれた議会運営の推進	(1) 議会に関する情報提供の充実
	(2) 議会運営への支援

6. 基本事業の内容

(1) 議会に関する情報提供の充実

- 議会だよりの紙面の充実や、議会だより及びケーブルテレビ等を通じた傍聴の周知を行うことで積極的参加を市民に呼びかけます。
- 総合支所への映像配信、インターネットなどでの映像配信及び会議録検索システムの構築に関しては、情報提供のあり方を検討の上、順次進めていきます。

(2) 議会運営への支援

- 議員活動や議会運営に必要な情報収集等の支援を行います。なお、議員を対象とした研修等を積極的に取り入れます。



霧島市議会

第 3 章 まちづくりにおける全庁横断課題(最重要課題)

1. 全庁横断課題とは

全庁横断課題とは、本市の将来像である「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」の実現に向け、庁内全組織において横断的に取り組むべき最重要な課題のことを指します。

本市では、「第一次霧島市総合計画」の基本計画前期5ヵ年の全庁横断課題を「各々の地域が個性豊かに発展し、霧島市としての一体感を構築する」と設定し、計画期間内において本課題の解決に向けた取り組みを積極的に推進します。

2. 全庁横断課題に関連する取り組み

「各々の地域が個性豊かに発展し、霧島市としての一体感を構築する」という全庁横断課題を解決するためには、市全域において産業の発展を図るとともに、快適な生活を送る上での課題を解消し、市民の生活の満足度を向上させるための施策に重点的に取り組む必要があります。

本市では、まちづくりの課題として掲げた28施策のうち、全庁横断課題の解決に特に大きな効果をもたらすと考えられる次の8つの施策を「重点施策」と位置付けて積極的な推進を図ることとし、行政資源の重点的な配分を行います。

◎「産業の発展の課題解決策」

- ① 農・林・水産業の振興
- ② 商工業の振興
- ③ 観光業の振興
- ④ 雇用の促進

◎「快適な生活を送る上での課題解決策」

- ① 生活基盤の充実
- ② 交通体系の充実
- ③ 子育て環境の充実
- ④ 市民参加によるまちづくりの推進